

## 佐倉市の横断歩道における安全・安心を実現する決議（案）

佐倉市の第5次総合計画の基本方針には、「子育てにやさしく」、「防犯対策を強化」し、「誰もが安全・安心」に、「暮らしを営むことができ」るまちを目指す、と書かれています。

また、佐倉市交通安全条例の第2条に、「交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活の実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない」とあります。

他方、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が2018年実施した「歩行者が渡ろうとしている信号機のない横断歩道（以下「歩行者のいる横断歩道」とする）における車の一時停止率」の調査結果では、千葉県の一時的停止率は11.9%。全国平均よりはわずかに高いものの、法的に停止が義務付けられている前提を考えると、大きな問題を抱えた状況と言わざるを得ません。

佐倉市にも多くの横断歩道がありますが、一時停止が徹底されている状況とは言い難いものがあります。この状況は、法律、及び佐倉市が自ら定めた条例の遵守が徹底されていないことであることから、他市と比較して差がないからよし、とできるものではありません。

よって、誰もが安心して渡ることができる横断歩道を実現することで、安全・安心な佐倉市とする一助とすべく、法律・法令遵守の精神にのっとり、下記事項について早急に取り組むことを要望します。

### 記

1. 歩行者のいる横断歩道における、車の一時停止に関する啓発活動の実施
2. 歩行者のいる横断歩道における、車の一時停止の徹底に関する、市による施策の実施
3. 経年等により見えにくくなった横断歩道の確認と、関係機関等への整備等措置の要請

以上、決議します。

令和元年●●月●●日

佐 倉 市 議 会

## 【別添1：参考資料 JAF 調査資料】

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査(2018年調査結果)

➤ 「別添1」すべて「一般社団法人 日本自動車連盟 (JAF)」調べ

### 目的

JAFが実施した「交通マナーに関するアンケート調査」(2016年6月)の設問の中で、「信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしているのに一時停止しない車が多い」と思う方は86.2%（「とても思う」が43.7%、「やや思う」が42.5%）に達し、このような場面で一時停止しない車が多い傾向でした。この実態を把握すべく「信号機のない横断歩道」に着目し、2016年から全国で実態調査を実施しています。

今後、横断歩行者の事故や死傷者の減少の一助となるよう「信号機のない横断歩道」における車の一時停止率の向上を図って参ります。

### 調査期間

2018年8月15日～9月13日のうち、月曜日から金曜日の平日のみ

### 調査時間

上記期間のうち10時～16時の間

### 調査場所

各都道府県2箇所ずつ（全国合計94箇所）の信号機が設置されていない横断歩道

- センターラインのある片側1車線道路で、原則（箇所により例外あり）として、調査場所の前後5m以内に十字路及び丁字路交差点がない箇所で、道路幅員が片側2.75m～3.5m、交通量が3～8台/分（目安）とし、制限速度が40～60km/h程度の箇所
- 詳細の調査場所は非公表

### 調査対象

上記の横断歩道を通過する車両

- 横断歩行者側の車線を走行する自家用自動車、自家用トラック（白ナンバー）

### 調査方法

横断歩行者はJAF職員（横断歩道の立ち位置や横断しようとするタイミングを統一）

調査回数は1箇所50回の横断（合計100回の横断）

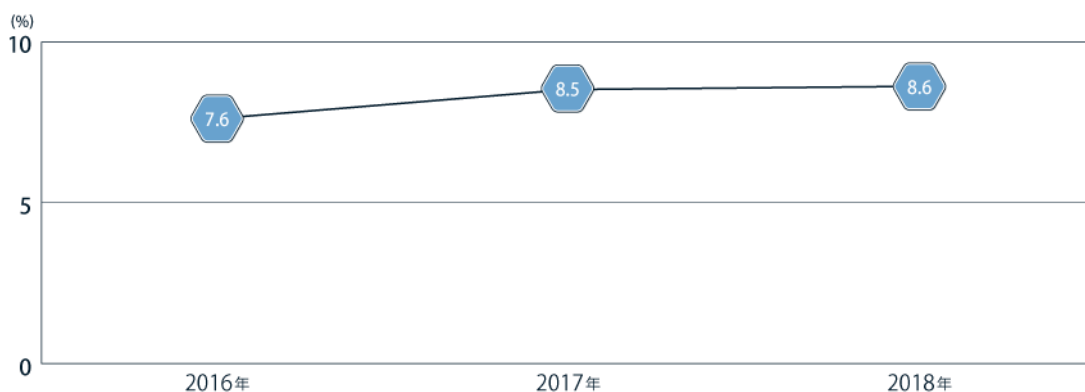
調査台数

全国合計 11,019 台

天候条件

小雨を含む雨天時以外に実施

2018年 信号機のない横断歩道における車の一時停止率（全国平均）



2018年 信号機のない横断歩道における車の一時停止率（全国）

北海道	青森	岩手	宮城	福島	秋田	山形	新潟	長野	茨城	栃木	群馬
4.2%	2.1%	4.9%	3.4%	3.5%	7.6%	7.6%	13.8%	58.6%	9.2%	0.9%	5.8%
埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
7.8%	11.9%	2.1%	14.4%	5.6%	4.8%	26.9%	4.5%	2.2%	39.1%	22.6%	1.4%
滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
8.3%	3.8%	4.0%	11.1%	11.8%	1.4%	25.6%	26.5%	10.8%	1.0%	6.7%	4.4%
香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	全国平均
6.1%	9.9%	4.2%	18.4%	8.0%	10.0%	8.8%	6.7%	7.9%	7.0%	9.5%	8.6%

※上図千葉の該当箇所枠囲みは編集者

以上

## 【別添 2：参考資料 道路交通法】

### 道路交通法

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出るはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

【別添 3 佐倉市交通安全条例】

※下記太字下線部は編集者

佐倉市交通安全条例

平成十三年六月二十九日  
条例第二十七号

改正 平成二一年 五月一五日 条例第一六号

(目的)

第一条 この条例は、佐倉市（以下「市」という。）における交通安全の確保に関する基本理念及び施策の基本を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、もって市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活の実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第三条 市は、市民の交通安全の意識の高揚及び交通安全の確保に必要な啓発活動、道路等の交通環境の整備等総合的な交通安全の施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、警察署その他の関係行政機関及び交通安全に関係する団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第四条 市民は、交通に関する諸法令を遵守し、日常生活を通じて迷惑駐車その他の交通事故を誘発する行為をしない等自主的な交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全の施策に積極的に協力しなければならない。

(関係機関等への要請)

第五条 市長は、良好な道路等の交通環境を整備するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育活動の実施)

第六条 市長は、市民の交通安全の意識の高揚を図るため、年齢、地域その他の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(交通安全対策協議会の設置)

第七条 交通安全の施策に関する総合的な基本方針を協議し、当該施策を効果

的に推進するため、佐倉市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、会長及び委員十七人以内をもって組織する。

3 会長は、市長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一 交通安全に関係する団体の代表者

二 市内の小学校、中学校等の校長

三 関係行政機関の職員

四 その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を離れ、又は失った場合は、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（団体への支援）

第八条 市長は、市域における交通安全の活動を行う団体に対し、予算の範囲内で必要な支援を行うことができる。

（啓発活動の実施等）

**第九条 市長は、市民に対し、交通安全に関し、啓発の活動を積極的に行うほか、必要な情報を広く提供するものとする。**

（交通死亡事故等発生時の措置）

第十条 市長は、交通死亡事故又は特定の区間若しくは地域に集中する交通事故（以下「交通死亡事故等」という。）が発生したときは、関係機関等と協議し、総合的な交通死亡事故等の防止対策を検討するものとする。

（交通死亡事故等多発非常事態宣言）

第十一条 市長は、交通死亡事故等が多発したときは、必要に応じて交通死亡事故等多発非常事態宣言を発し、市民ぐるみの交通死亡事故等の防止対策を推進するものとする。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年五月一五日条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する佐倉市交通安全対策協議会の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。